



Title	複合ガヴァナンスによるグローバルなテロリズムへの対応：ガヴァナンス・ギャップ論の視座から
Author(s)	佐々木, 葉月
Citation	大阪大学, 2016, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/56012
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏名(佐々木葉月)	
論文題名	複合ガヴァナンスによるグローバルなテロリズムへの対応 —ガヴァナンス・ギャップ論の視座から
論文内容の要旨	
<p>本研究は、「開発と環境」問題や「貿易と環境」問題のように、イシューが複合し、統合的な秩序が形成される複合ガヴァナンスの問題を取り上げ、その形成メカニズムを明らかにすることを目的とする。複合ガヴァナンス形成過程については、ガヴァナンスの経時的な変容をとらえる包括的な分析枠組みの発達が遅れていたため、これまで十分に明らかにされてこなかった。本研究では、ガヴァナンスの複合の前提となる規範の複合に関する先行研究を踏まえて、以下の四つの設問に答えることで、複合ガヴァナンス形成過程を明らかにする。</p> <p>一つ目は、複合規範と複合ガヴァナンスの因果関係についてである。通常のガヴァナンスの発展過程のように、複合規範が形成され、それに従って複合ガヴァナンスが形成されるのだろうか。それとも、先行研究が指摘するように、曖昧な形で形成される複合規範においては、ガヴァナンスの実践が、規範の明確化や要素の取捨選択などを通じ、複合規範を開発するという逆の流れもあるのだろうか。</p> <p>二つ目は、上記と関連するが、複数の規範で構成される複合規範の曖昧さと、複合ガヴァナンス形成との関係性である。複合ガヴァナンスが形成されるには、どの程度の複合規範の明確さが必要とされるのだろうか。先行研究は、複合規範が曖昧であっても、ステークホルダーの共通理解がある程度成り立つことを指摘しているが、新たな政策や組織といった制度形成を引き起こす閾値を検証する必要があると思われる。</p> <p>三つ目は、複合ガヴァナンスの形成主体についてである。複合規範の開発に関わるアクターと複合ガヴァナンス形成を主導するアクターは、どのような関係にあるのだろうか。また、複合ガヴァナンス形成を主導するアクターは、どのような戦略を用いて、新たなガヴァナンス形成に必要なコンセンサスを形成しているのだろうか。</p> <p>最後に、複合ガヴァナンス形成における利益とパワーの役割についてである。実際の制度変容を伴う複合ガヴァナンス形成においては、関与するアクターの利益やパワーの要素は、どのように影響するのだろうか。</p> <p>上記の問い合わせを明らかにするアプローチとして、本研究は、ウェイス (Thomas G Weiss) とタクール (Ranesh Thakur) が提唱した、五種類のガヴァナンス・ギャップ (governance gaps) 概念（知識、規範、政策、制度、遵守）に注目した。そして、ガヴァナンスの形成過程を、ガヴァナンスのアイデア（知識、規範）、ツール（政策、制度）、実行（遵守）に関するギャップが順番に埋められていく過程とみなし、経時的なガヴァナンス変容をとらえる分析枠組みとして活用した（以下、ガヴァナンス・ギャップ論）。</p> <p>なお、本研究では、以下の三つの理由から、グローバルなテロリズム問題におけるガヴァナンスを事例として選択した。まず、冷戦後のテロ問題がテロ組織のネットワーク化によって、真にグローバルな課題となった点である。次に、テロ問題に対するグローバル・ガヴァナンスが変容し、イシューの複合が起こっている点である。最後に、NGOや大学なども含め、ガヴァナンスに関与する主体が多様化した点である。</p> <p>本研究の構成は、ガヴァナンス・ギャップ論を理論的に位置づける第1章と、テロ問題のグローバル化を考察する第2章、事例研究の第3、4章と、事例研究の結果から理論的示唆を引き出す第5章という、全5章から構成される。なお、複合する規範の性質の違いに注目し、「テロと人権」（第3章）と「テロと開発」（第4章）のガヴァナンス形成過程を分析した。</p> <p>本研究は、ガヴァナンス・ギャップ論を用いて、上記の「テロと人権」と「テロと開発」の複合ガヴァナンス形成過程を分析した結果、規範の複合、複合ガヴァナンス形成、ガヴァナンス・ギャップ論のそれぞれについて、以下の点が明らかになった。</p> <p>まず、複合規範の開発については、「テロと人権」の事例にみられた規範起業家による複合規範の提示のケースと、「テロと開発」の事例のような多様なアクターによる段階的開発の双方がみられた。それ以上に重要なのは、複合する反テロ規範と人権規範、反テロ規範と予防規範の対立関係が、規範複合時にあまり問題になっていたことである。さらに、曖昧な複合規範が成立しただけでは、複合ガヴァナンスはほとんど形成されていなかった。</p>	

上記のような下位規範間の潜在的な対立関係を内包した複合規範の曖昧さは、複合ガヴァナンス形成に大きな意味を持ったと思われる。つまり、複合ガヴァナンスは、複合規範の曖昧さを克服していく過程で形成されていったと考えられる。例えば、反テロ規範が、道徳的な人権規範と複合する際には、両規範の適切なバランスが議論され、徐々に制度化がなされた。また、功利的な予防規範と複合する際には、テロ予防における開発イシューの位置づけがアクターによって明確化されることで、制度化が進んでいた。

このような結果から、本研究は、複合ガヴァナンス形成に関して、以下の二点を仮説として提示するに至った。一つは、複合ガヴァナンスの形成過程は、複合する規範の性質（道徳的規範か、功利的規範か）によって異なる点である。もう一つは、複合ガヴァナンス形成過程が、道徳的規範の場合は、対立する下位規範間のバランスを、功利的規範の場合は、下位規範に含まれる因果関係の認識の曖昧さを克服する過程として顕れる可能性である。

また、ガヴァナンス・ギャップ論についても、理論的に予想した通り、ガヴァナンスのアイデア（知識、規範）、ツール（政策、制度）、実行（遵守）の流れで、ギャップが埋められていくことが観察された。さらに、本研究は、事例分析の結果から、これらのガヴァナンス・ギャップの対応過程が、認知、アジェンダ設定、ギャップの詳細な特定と解決策の提示、ギャップ対応案の採択、という四つの段階として考えられることを示した。

ガヴァナンス・ギャップ論自体の有効性に関しては、本研究の事例分析を通して、ガヴァナンスの動態を分析する枠組みとして効果的であることが証明された。一方、ガヴァナンス・ギャップ論が分析枠組みとして精緻化されるためには、ガヴァナンス・ギャップ概念やガヴァナンス・ギャップ間の関係性についての仮説形成を目的とした、更なる事例研究が必要であると考えられる。

論文審査の結果の要旨及び担当者

	氏名 (佐々木葉月)	
論文審査担当者	(職)	氏名
	主査 教授	松野 明久
	副査 教授	竹内 俊隆
	副査 教授	星野 俊也
	副査 教授	栗栖 薫子

論文審査の結果の要旨

本博士号請求論文は、「複合ガヴァナンスによるグローバルなテロリズムへの対応—ガヴァナンス・ギャップ論の視座から」との題目の下、21世紀に入り深刻化が増している国境を超えるテロ事件の拡大に対し国際社会としていかなる対応努力が重ねられてきたのかを理論と事例の両面から検証している。「複合ガヴァナンス」とは、異なるイシュー領域で生成された課題解決のための制度が複合することによって形成されるガヴァナンス体制であり、複眼的な政策分析を可能とする枠組みである。

本論文は全5章から構成されている。

第1章は、グローバル・ガヴァナンスの経時的な変容を分析するための枠組みを、ウェイス (Thomas G. Weiss) とタクール (Ramesh Thakur) のガヴァナンス・ギャップ概念を改良する形で提起している。具体的には、グローバル・ガヴァナンスの形成・発展過程を、五種類のガヴァナンス・ギャップ（知識、規範、政策、制度、遵守）の「認知から対応」の連鎖として分析するアプローチを提示している。

第2章は、分析対象のイシューであるテロリズムのグローバルな拡散現象を、冷戦期、1990年代、米同時多発テロ事件以降、の三期に分けて分析し、ガヴァナンスへの影響を併せて検討している。中でも、米同時多発テロ事件以降は、ジハード・イデオロギーとテロ実行主体がグローバルに拡散し、対応には国際・国内、官・民といった境界を越えた複雑なガヴァナンスが必要になることを指摘する。

第3章は、「テロと人権」問題の複合ガヴァナンス形成過程の分析である。複合ガヴァナンス形成の事例として、国連における「テロと人権」問題の特別報告者の新設、安保理テロ対策委員会の人権ガイドラインの導入、安保理のタリバーンとアル・カイダ制裁委員会による制裁リスト手続きの改善、三つを分析している。これらの事例では、国連人権高等弁務官などの「人権に配慮したテロ対策」という複合規範を早期に内在化したアクターが、社会的説得や社会的影響メカニズムを用いて、複合ガヴァナンス形成を主導したことが指摘されている。

第4章は、「テロと開発」問題の複合ガヴァナンス形成過程の分析である。反テロ規範と予防規範が複合する過程の分析と、国際的な「テロと開発」ガヴァナンスであるグローバル・テロ対策フォーラムと国連サヘル統合戦略の形成過程が分析されている。本章では、「包括的アプローチ」という複合規範が形成された後も、テロ予防に関する因果的知識の不確かさなどから、複合ガヴァナンス形成が停滞したことと、のちに米国のテロ対策上の利益や「テロと開発」を結びつける地域レベルの因果的知識の供給によって、複合ガヴァナンス形成が進展したことが指摘されている。

第5章は、第3・4章の事例分析結果をもとに、規範の複合とガヴァナンスの複合に関して得られた知見を理論的に整理している。特に、本論文の主要な発見として、複合ガヴァナンスの形成過程に関する仮説が検証されている。すなわち、複合ガヴァナンス形成過程が複合する規範の性質（道徳的規範か、功利的規範か）によって異なることと、複合ガヴァナンスの形成過程が道徳的規範の場合は対立する下位規範間のバランスを明確化し、功利的規範の場合は複合規範が内包する因果的知識の曖昧さを明確化する過程としてそれぞれ考えられることを指摘している。

第2章以外は議論の抽象度が高くテロ問題解決への政策的含意に若干の難が残るが、精緻な学術研究として審査委員会は一致して本論文が博士（国際公共政策）の学位を授与するに値すると認定した。